

仕 様 書

1 件 名 財務会計システムの導入

2 数 量 1式

3 設置場所

- ・ 出水総合医療センター
- ・ 高尾野診療所
- ・ 野田診療所

4 目的

出水市病院事業会計規定を遵守し、会計に係る業務負担を可能な限り軽減するためのシステムであり、かつ、業務が煩雑化することなく、円滑に遂行できる環境を構築すること。

5 システムの要件

(1) 導入方針

地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則を遵守し、地方公営企業会計の制度改正に対応できること。また、当院の要望にも柔軟に対応できるシステムを構築すること。

(2) 対応システム

- ・ 財務会計システム（予算、会計）
- ・ 固定資産管理システム
- ・ 企業債管理システム

(3) 導入機器

- ・ サーバ（ラック型） ※出水総合医療センターのみ
- ・ 無停電電源装置 ※出水総合医療センターのみ
- ・ その他必要な周辺機器

(4) その他

- ・ 本システム構築業務及び基本設計書
- ・ 機器等搬入、設置計画書
- ・ システム操作説明書
- ・ 運用管理マニュアル（サーバのスケジュール等）
- ・ その他必要な手順書及び説明書

6 業務仕様

(1) 主な業務内容

- ・本システムの導入及び機器ソフトウェアの搬入・設置・設定
- ・初期データ移行及び各種設定（別紙1のとおり）
- ・動作テスト
- ・職員に対する操作研修
- ・操作・運用等のマニュアル作成
- ・システム・機器等の保守
- ・その他本稼働に必要な作業

(2) システム機能要件

別紙2のとおり

※機能要件に記載のうち、満たせない要件がある場合は代替案等を提示すること。

(3) システム構築体制

- ・受注者は当院と同規模以上病院における財務会計システムの構築を十分に経験した専門チームを配置し、病院との打合せの上、構築作業を行うこと。
- ・財務会計システムの構築（導入）実績及び公立病院における実績を提示すること。

(4) 保守体制

内容については別紙3のとおり。

7 導入完了期限

令和元年9月30日まで

（導入完了後は、システム障害等の緊急時に備え、即時対応できる体制をとること。）

※ 導入完了とは、機器ソフトウェアの搬入・設置・設定、システムの構築及び動作確認が終了し、いつでも業務を開始できる状態をいう。

8 見積書及び技術提案書に関する事項

(1) 消費税率（消費税及び地方消費税）について

導入完了期限が令和元年9月30日であるため、8%とする。

(2) データ移行について

データ移行費用が必要な場合は対象費用を記載すること。

(3) カスタマイズについて

仕様を満たすため、カスタマイズが必要な場合は、その経費を記載した上で、見積額を計上すること。(代替案等に対応する場合は不要)

(4) 追加費用について

導入決定後、原則追加費用が発生しないよう見積計上すること。

(5) クライアントライセンス数について

ライセンス数は無制限が望ましいが、それが可能でない場合は5ライセンス以上で見積もることとする。また、同時アクセス可能なクライアント数も5台以上とする。

(6) 保守料について

保守契約は、導入完了後別途締結するため、見積書には記載しないこと。ただし、業者選定の評価対象とするため、別途見積もること。

9 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た情報（周知の情報を除く。）を、当院の許可なく本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、必要な措置を取るものとする。システム導入後も同様とする。

10 瑕疵担保責任

システムの不具合がシステム納入後1年以内に発見された場合には、受注者は無償で是正措置を行うこと。また、本業務に係る必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11 その他

(1) 本業務の仕様は、現在当院が最低限必要と考えているものである。受注者の立場から他院の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。